小規模個人再生による再生手続廃止

平成２６年（再イ）第６号

岐阜県恵那市長島町中野1092―１、住民票上の住所岐阜県中津川市蛭川3544番地12
再生債務者　石丸　勝彦
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成26年９月10日
岐阜地方裁判所多治見支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第１号

愛知県豊田市山之手８丁目２番地１　ユニープル山之手801号
再生債務者　竹内　幸広
１　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年９月30日まで
４　一般異議申述期間　平成26年10月７日から平成26年10月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２６年（再ロ）第４号

青森市大字三内字稲元44番地10
再生債務者　大水　美貴
１　決定年月日時　平成26年９月10日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月１日まで
４　一般異議申述期間　平成26年10月８日から平成26年10月22日まで
青森地方裁判所民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第２４号

大阪府高槻市岡本町３番２号シャルム岡本203号
再生債務者　荒堀　健太
１　意見聴取に付する再生計画案　平成26年９月３日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
再生債務者の届出期間　平成26年10月８日から平成26年10月22日まで
３　２の書面の提出期間　平成26年10月７日まで
平成26年９月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再ロ）第１号

沖縄県石垣市字大浜676番地350
再生債務者　西原　孝幸
１　意見聴取に付する再生計画案　平成26年８月26日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成26年10月７日まで
平成26年９月９日　那覇地方裁判所石垣支部

平成２６年（再ロ）第２号

鳥取県米子市旗ヶ崎５丁目15番18号
再生債務者　商橋　史明
１　意見聴取に付する再生計画案　平成26年９月５日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成26年10月10日まで
平成26年９月10日　鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（再ロ）第１号

島根県浜田市天満町14番地７
再生債務者　山本　竜児
１　意見聴取に付する再生計画案　平成26年８月１日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成26年10月10日まで
平成26年９月10日　松江地方裁判所浜田支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第１８号

大阪市東成区中道１―２―21―102、住民票上の住所名古屋市天白区平針３―1806―401
再生債務者　芳村　哲也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年９月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月９日
大阪地方裁判所第６民事部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　平成二十六年六月三十日
掲載頁　二頁
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　平成二十六年六月三十日
掲載頁　二頁
平成二十六年九月十九日
東京都渋谷区神宮前四丁目二五番一五号
（甲）ラルフローレン株式会社
代表取締役　ハワード・スミス
東京都渋谷区神宮前四丁目二五番一五号
（乙）ピー・アール・エル・ジャパン株式会社
代表取締役　ハワード・スミス

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年八月二十九日
掲載頁　九十四頁（号外第一九三号）
平成二十六年九月十九日
福岡県北九州市小倉南区新曽根一一番五号
（甲）東洋合金株式会社
代表取締役　冨士井哲也
福岡県北九州市小倉南区新曽根六番二六号
（乙）株式会社北九州創鋳
代表取締役　冨士井哲也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、乙は甲の建物管理事業及びこれに付帯関連する事業に関する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしましたので公告します。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）官報　平成二十六年九月五日（号外第一九九号）四十頁
（乙）官報　平成二十六年六月二十日（号外第一三八号）一六四頁
平成二十六年九月十九日
京都市右京区西京極北大入町六七
（甲）ジャパンリアルティスーパービジョン株式会社
代表取締役　南　良治
大阪市中央区南船場二丁目七番二六号
（乙）グローバルコミュニティ株式会社
代表取締役社長　金子　浩之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
平成二十六年九月十九日
東京都港区赤坂四丁目一番一号ＳＨＩＭＡ赤坂ビル四階
MINATO Adventure合同会社
代表社員　川村　崇

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
平成二十六年九月十九日
名古屋市中村区則武一丁目一三番九号
包氏合同会社
代表社員　孫　布尓

効力発生日変更公告

当社は、平成二十六年九月二十一日予定の吸収合併の効力発生日を平成二十六年十月二十一日に変更いたしましたので公告します。
平成二十六年九月十九日
名古屋市中区大須二丁目三〇番一六号
（甲）ミズノ株式会社
代表取締役　水野　雅毅
岐阜市柳津町丸野四丁目三七番地
（乙）ミズノ岐阜株式会社
代表取締役　水野　雅毅
名古屋市中区大須二丁目三〇番一六号
（丙）有限会社槌屋
代表取締役　水野　雅毅